

参議院日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会会議録第二号

午後一時四十四分開會

出席者は左のとおり。

委員長 中曾根弘文君
理事

委員

中曾根	加藤	鈴木	成瀬	川橋	寺崎	魚住	宮本
弘文君	紀文君	正孝君	守重君	幸子君	昭久君	裕一郎君	岳志君

眾議院議員

修正案提出者	衛藤 晟一君
修正案提出者	江崎 鐵磨君
修正案提出者	伊藤 茂君

大藏大臣	宮澤 喜一君
農林水産大臣	中川 昭一君
運輸大臣	川崎 二郎君

事務局側

常任委員會專門員	常任委員會專門員	常任委員會專門員
小林 正二君	鈴木 威男君	館野 忠男君

今日の会議に付した案件

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(第四百十二回国会内閣提出、第四百十三回国会衆議院送付)

○国有林野事業の改革のための特別措置法案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十三回国会衆議院送付)

○国有林野事業の改革のための関係法律の整備に
関する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第百
四十三回国会衆議院送付)

○森林法等の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、第四百四十三回国会衆議院送付)

○地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ

閣提出、第四百十三回国会衆議院送付

○一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案（第四百十二回国会内閣提出、第四百四十三回国会衆議院送付）

○委員長(中曾根弘文君) ただいまから日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会を開会いたします。

日本国有鉄道清算事業の債務等の処理に関する法律案、国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案の六案件を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。川崎
軍輸大臣。

○国務大臣(川崎二郎君) たいだいま議題となりました日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

日本国有鉄道清算事業団が抱える国鉄長期債務等の額は平成十年度首には約二十八兆円に達しており、日本国有鉄道清算事業団の資産の売却収入等によって毎年の金利及び年金等の負担を賄いつつ債務の償還等を行うという従来の処理スキームはもはや破綻しております。したがって、国鉄長期債務等の本格的処理を早期に実施することは緊急の課題となっております。

務等の本格的処理を実施することとし、平成九年中にその具体的処理方策の成案を得る旨を定めたところであり、政府・与党の財政構造改革会議において決定された具体的処理方策に基づき、平成十年度より国鉄長期債務等の処理の実現を図ることを定めたところであります。

本法律案は、このように日本国有鉄道清算事業団における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となつてゐる事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となつてゐることにかんがみ、政府による日本国有鉄道清算事業団の債務の承継その他日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を定めるものであります。

次にこの法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、平成十年十月一日に、日本国有鉄道清算事業団の有利子債務を一般会計において承継することとし、このうち政府の貸付金及び引受債については平成十年度末までに償還を行うこととしております。

第二に、政府は、日本国有鉄道清算事業団の政府に対する無利子債務を免除することとしております。

第三に、国鉄改革により日本国有鉄道清算事業団の負担とされた恩給及び年金追加費用は日本鉄道建設公団が負担することとし、鉄道共済年金の厚生年金への統合のため日本国有鉄道清算事業団の負担とされた移換金負担については、国鉄改革によりJR等の社員となった者の分はJR等が、その他の者の分は日本鉄道建設公団が負担することとしております。

第四に、日本鐵道建設公團は、特例業務として、日本鐵道建設公團が負担することとされた年金追

加費用等の支払い、その支払いのため日本国有鉄道清算事業団から承継する資産の処分等の業務を行うこととしております。

第五に、日本国有鉄道清算事業団は平成十年十月一日に解散することとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。本法律案のうち、鉄道共済年金の厚生年金への統合のため日本国有鉄道清算事業団の負担とされた移換金負担に係るJR等の負担、施行日等について、衆議院におきまして修正が行われたところであり、

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中曽根弘文君) 次に、中川農林水産大臣。

○國務大臣(中川昭一君) 国有林野事業の改革のための特別措置法案、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案、森林法等の一部を改正する法律案及び地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に関し承認を求めるの件につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明いたします。

まず、国有林野事業の改革のための特別措置法案につきまして御説明申し上げます。

国有林野事業は、それぞれの時代の要請に対応しつつ、我が国森林面積の三割を占める国有林野を管理経営してまいりましたが、林業をめぐる諸情勢の著しい変化による収入の減少、債務の累増等により、現在、危機的な財務状況に直面しております。

このような状況に対処して、国有林野事業の財政の健全性を回復し、国民共通の財産である国有林野を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、国土の保全その他公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域における産業の振興などの使命を十全に果たすことができるようにするため、そ

の抜本的改革を図ることが急務となっており、

このような状況を踏まえ、国有林野事業の抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより改革に対する国民の理解を深めるとともに、改革のために必要な特別措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国は、この法律に定める方針に従い必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国有林野事業の改革を確実に円滑に遂行しなければならぬものとし、特に平成十五年度までの期間を集中改革期間として改革を実施するものとしております。

第二に、国有林野の管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものと転換するとともに、国民の意見を反映した管理経営の実施、民間事業者への業務委託の推進、国民による国有林野の利用の推進等を図ることとしております。

第三に、国有林野事業の効率的な実施体制を整備するため、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとするとともに、その組織を簡素かつ効率的なものに再編することとしております。

第四に、国有林野事業の財務の健全化を図るため、累積債務約三兆八千億円のうち約二兆八千億円の債務を一般会計に帰属させるとともに、残りの債務について確実かつ円滑な元利償還により五十年間で着実に処理することとし、そのために必要な措置を講ずることとしております。

二番目に、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、国有林野事業の抜本的改革の一環として、国有林野法、国有林野の活用に関する法律、国有林野事業特別会計法、農林水産省設置法等の関係法律について所要の規定を整備するものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国有林野法の改正についてであります。国有林野法の題名を国有林野の管理経営に関する法律に改めるとともに、公益的機能の維持増進を図ること等、国有林野の管理経営の目標を明らかにすることとしております。

また、農林水産大臣が管理経営基本計画を、森林管理局長が流域ごとに地域管理経営計画を、それぞれ国民の意見を聞いて定めるほか、毎年度、管理経営基本計画の実施状況を公表することとしております。

さらに、森林管理局長が国有林野について公衆の保健の用に供するための計画を定めるとともに、この計画に従って整備される施設に係る国有林野の貸付規定を整備するほか、樹木の伐採等に関する調査業務を一定の技術的能力等を有する指定調査機関に実施させるための規定を整備することとしております。

第二に、国有林野の活用に関する法律の改正についてであります。

国有林野の活用を積極的に推進する対象事業として、国有林野について公衆の保健の用に供するための計画に従って施設を設置する事業を追加することとしております。

第三に、国有林野事業特別会計法の改正についてであります。

国有林野事業特別会計の設置の目的に国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ運営することを加えるとともに、公益林の管理費等に対する一般会計からの繰入規定の整備を行うこととしております。

第四に、農林水産省設置法の改正についてであります。

林野庁の地方支分部局として、営林局を森林管理局に、営林署を森林管理署に再編することとしております。

三番目に、森林法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御

説明申し上げます。

森林は緑と水の源泉であり、清浄な空氣の供給等の機能も有し、豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たしております。また、このような森林の機能に対する国民の要請も一層多様化、高度化しております。一方、森林・林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷による林業生産活動の停滞など、依然として厳しい状況にあります。

こうした情勢のもと、人工林の健全な育成を図るため、間伐を積極的に推進することが必要となっており、また、地域の実情に応じて、複層林施業や長伐期施業を推進するとともに、地域の生活環境を形成する里山林等の適切な整備を図ることも重要であります。これらの施策をきめ細かく推進していくためには、地域に密着した市町村がこれまで以上に積極的な役割を果たしていくことが求められております。

このような最近における森林・林業をめぐる諸情勢の変化に対応して、森林の有する公益的機能を重視し、かつ地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、間伐の適切な実施を推進するため、森林所有者が作成する森林施業計画の認定要件に計画的な間伐の実施を追加するとともに、保安林における間伐手続の簡素化を行うこととしております。

第二に、公益的機能を重視した複層林施業等の特定森林施業を推進するため、森林所有者が共同して特定森林施業計画を作成することとするとともに、計画の対象森林に天然林を追加することとしております。

第三に、地域の実情に即した森林整備を推進するため、市町村森林整備計画を民有林のあるすべての市町村が策定するものとし、造林から伐採に至る総合的な計画へと拡充するとともに、森林施業計画の認定、施業の勧告等の権限を都道府県知

事から市町村の長に委譲することとしております。

第四に、地域住民等の多様な意見の反映、上下流の連携による森林整備の促進等の観点から、森林計画に対する意見反映手続の改善や森林整備協定制度の充実を図ることとしております。

このほか、森林法の改正とあわせて、森林の保健機能の増進に関する特別措置法等を改正し、所要の措置を講ずることとしております。

最後に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めの件につきまして御説明申し上げます。

国有林野の管理経営を行う機関として、現在、全国に九の管林局及び五の管林支局が設置されておりますが、政府は、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案において、農林水産省設置法の一部改正により、現行の管林局及び管林支局を森林管理局に再編することとしております。

本件は、この森林管理局の再編に伴い、管轄区域が拡大する東北森林管理局及び関東森林管理局をそれぞれ秋田市及び前橋市に設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき国会の御承認を求めようとするものであります。

なお、国有林野事業の改革のための特別措置法案及び国有林野事業の改革のための関係法律の整備に關する法律案は衆議院において一部修正されており、その概要は次のとおりであります。

まず、国有林野事業の改革のための特別措置法案につきましては、第一に国有林野事業に係る職員数の適正化の目標等についての閣議決定の期限を集中改革期間の開始後一月以内に改めること、第二にこの法律の施行期日を公布の日とすることとあります。

次に、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に關する法律案につきましては、第一にこの法律の施行期日を公布の日とするとともに、組織

再編に關連する規定の施行期日を平成十一年三月一日とすること、第二にこの法律の施行後最初に定める管理経営基本計画の計画期間を平成十一年一月一日から平成二十一年三月三十一日までとすることとあります。

以上がこれら三法案及び国会承認を求めの件の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中曾根弘文君) 次に、宮澤大蔵大臣。○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に關する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国経済社会を健全で活力あるものとし、安心で豊かな福祉社会を実現していくためには、将来世代に安易に負担を先送りすることは許されません。このため、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理に本格的に取り組むことは喫緊の課題であり、今後、抜本的な処理を行うこととしたところであります。

本法律案は、その抜本的処理の一環として長期債務等を一般会計へ承継等することに伴い一般会計の負担が増加するため、一般会計の財源を補充する観点から、郵便貯金特別会計から一般会計への特別繰り入れ及びたばこ特別税の創設等の措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成十年度から平成十四年度までの各年度において、郵便貯金特別会計から二千億円を限り一般会計に繰り入れること等を規定しております。

第二に、税制上の措置として、平成十年十月一日からたばこ特別税を創設することとしております。

たばこ特別税は、課税物件を製造したばことし、課税標準を製造したばこの本数とし、税率は原則と

して千本当たり八百二十円としております。

第三に、たばこ特別税の収入は国債整理基金特別会計の歳入に組み入れること等を規定しております。

政府といしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしました。本法律案につきまして、衆議院において、施行日を公布の日とするこ

と、ただしたばこ特別税の施行期日については平成十年十二月一日とすること等の修正が行われております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中曾根弘文君) この際、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員衛藤晟一君から説明を聴取いたします。衛藤晟一君。

○衆議院議員(衛藤晟一君) 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、原案では、日本鉄道共済年金を厚生年金へ統合した際に、日本国有鉄道清算事業団が負担することとされた移換金負担のうち、JRの社員分について、その全額を事業主であるJRの負担としておりましたが、このJRの負担を原案の二分の一に軽減するものであります。これは旧国鉄時代の職員の年金負担にかかわる経営者負担部分はJRが負担すべきではないかとの考えによるものであります。

第二に、日本国有鉄道清算事業団債券等の登録停止期間について、原案では一般会計へ債券に係る債務が承継される日前一カ月間とされていたものを、本法律案の早期施行を可能とするため、債券に係る債務の承継日以後二週間とするものであります。

第三に、日本国有鉄道清算事業団の一般会計に

対する無利子債務について、原案では政府は平成十年九月二十八日まで免除するとされていましたが、これを、既に九月二十八日を経過していることから、この条の規定の施行の日において免除することとするものであります。

第四に、本法律案の施行日について、原案では平成十年十月一日とされていたものを、既に十月一日を経過していることから、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日に変更すること等、所要の修正を行うこととするものであります。

以上であります。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中曾根弘文君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後二時二分休憩
(休憩後開会に至らなかった)

十月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關する法律案(第百四十二回国会提出、衆議院継続審査)

一、国有林野事業の改革のための特別措置法案(第百四十二回国会提出、衆議院継続審査)

一、国有林野事業の改革のための関係法律の整備に關する法律案(第百四十二回国会提出、衆議院継続審査)

一、森林法等の一部を改正する法律案(第百四十二回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律

目次
第一章 総則(第一条)
第二章 事業団の債務の処理(第二条―第六条)
第三章 年金の給付に要する費用等の処理(第七―第十二条)
第四章 公団の業務に関する特例等(第十三条―第二十九条)
第五章 雑則(第三十条、第三十一条)
附則
第一章 総則

第一条 この法律は、日本国有鉄道清算事業団(以下「事業団」という。)における土地その他の資産の処分等による債務等の処理が困難となつてゐる事態に対処して、当該債務等の抜本的な処理を図ることが緊急の課題となつてゐることにかんがみ、政府による事業団の債務の承継その他事業団の債務等の処理を図るために必要な措置を定めるものとする。
第二章 事業団の債務の処理
(一) 一般会計による債務の承継
第二条 政府は、この法律の施行の時に、その時における事業団の第一号から第四号までに掲げる長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利子(この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以前に発生してゐる利子のうち施行日以後に支払われることとされてゐるものに限る。)に係る債務並びに第五号及び第六号に掲げる債券に係る債務(施行日前に支払期が到来した利子に係るものを除く。)を、一般会計において承継する。

一 附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十

号。以下「旧事業団法」という。)第四十条第一項の規定による長期借入金に係る債務(事業団が土地の譲渡契約と併せて締結した金銭消費貸借契約において当該土地の譲渡の対価の支払を受ける債権と相殺することが約されてゐるものを除く。)
二 日本国有鉄道の長期借入金に係る債務
三 附則第二十四条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号。以下「改正前改革法」という。)第二十四条第二項の規定により日本国有鉄道が承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務
四 旧事業団法附則第九号第二項の規定により承継した日本鉄道建設公団の長期借入金に係る債務
五 日本国有鉄道清算事業団債券に係る債務
六 鉄道債券に係る債務
二 前項の規定により政府が承継する債務のうち、政府が貸し付けた長期の資金に係るもの及び政府が引き受け、かつ、当該承継の時に、保有する債券に係るものの償還期限は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日とする。
(国債に関する法律の適用等)
第三条 前条第一項の規定により政府が承継する債務に係る日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号。第六号及び第八号を除く。)その他の法令中国債に関する規定を適用する。

12 日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、前条第一項の規定による承継の日前一月の間、杜債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定による登録(相続、遺贈、合併、強制執行その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く。)を請求することができない。
13 日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券であつて前条第一項の規定による承継の際に杜

債等登録法の〇の規定による登録を受けてゐるものについては、当該承継の時に、当該登録に係る登録機関は、当該登録の抹消を行うとともに、当該登録を受けてゐる事項を日本銀行に通知するものとする。
4 日本銀行は、前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた事項の登録を行うものとする。
5 前項の規定による登録は、国債に関する法律の規定による登録とみなす。
6 前条第一項の規定により政府が承継した債務に係る日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、同項の規定による承継の日以後二週間、国債の登録(相続、遺贈、合併、強制執行その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く。)を請求することができない。国債の登録の除却についても、同様とする。
(無利子貸付金に係る債務の免除)
第四条 政府は、平成十年九月二十八日まで、この条の規定の施行の日において、事業団の次に掲げる政府に対する債務を免除するものとする。
一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十六号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務
二 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成九年法律第七十三号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務
三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成九年法律第七十三号)第二条第二項の規定による貸付金に係る債務
四 前三号に掲げるもののほか、政府が無利子で貸し付けた長期の資金に係る債務
(国債整理基金特別会計法の適用に関する特例)
第五条 次に掲げる債務に係る借入金について

は、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第四項の規定は、適用しない。
一 第二条第一項の規定により政府が承継する同項第一号から第四号までに掲げる債務
二 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第二条第一項の規定により政府が承継した債務
三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二条第二項の規定により政府が承継した債務
(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ)
第六条 政府は、前条第二号及び第三号に掲げる債務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第三条第一項の特定債務に係る債務の償還を確実にを行うため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れを適切に行うものとする。
第三章 年金の給付に要する費用等の処理
(日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担)
第七条 附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という。)第三十七号の規定により事業団が負担することとされてゐた費用については、附則第二条第一項の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が負担する。
(日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担)
第八条 改正前施行法第三十八号第一項の規定により事業団が負担することとされてゐた費用については、政令で定めるところにより、公団が負担する。

12 日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券については、前条第一項の規定による承継の日前一月の間、杜債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定による登録(相続、遺贈、合併、強制執行その他これらに準ずる事由による移転の登録を除く。)を請求することができない。
13 日本国有鉄道清算事業団債券及び鉄道債券であつて前条第一項の規定による承継の際に杜

は、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第四項の規定は、適用しない。
一 第二条第一項の規定により政府が承継する同項第一号から第四号までに掲げる債務
二 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第二条第一項の規定により政府が承継した債務
三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二条第二項の規定により政府が承継した債務
(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ)
第六条 政府は、前条第二号及び第三号に掲げる債務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第三条第一項の特定債務に係る債務の償還を確実にを行うため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れを適切に行うものとする。
第三章 年金の給付に要する費用等の処理
(日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担)
第七条 附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という。)第三十七号の規定により事業団が負担することとされてゐた費用については、附則第二条第一項の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が負担する。
(日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担)
第八条 改正前施行法第三十八号第一項の規定により事業団が負担することとされてゐた費用については、政令で定めるところにより、公団が負担する。

は、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第四項の規定は、適用しない。
一 第二条第一項の規定により政府が承継する同項第一号から第四号までに掲げる債務
二 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第二条第一項の規定により政府が承継した債務
三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十五号)第二条第二項の規定により政府が承継した債務
(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ)
第六条 政府は、前条第二号及び第三号に掲げる債務並びに日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第三条第一項の特定債務に係る債務の償還を確実にを行うため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れを適切に行うものとする。
第三章 年金の給付に要する費用等の処理
(日本国有鉄道の役員又は職員であつた者等に係る恩給に要する費用の負担)
第七条 附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号。以下「改正前施行法」という。)第三十七号の規定により事業団が負担することとされてゐた費用については、附則第二条第一項の規定により事業団の土地その他の資産を承継する日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が負担する。
(日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担)
第八条 改正前施行法第三十八号第一項の規定により事業団が負担することとされてゐた費用については、政令で定めるところにより、公団が負担する。

改正前施行法第三十八條第二項の規定により事業団が負担することとされていた費用については、公団が負担する。この場合においては、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則第五十四條第四項中「会社等」とあるのは、「会社等（存続組合である日本鉄道共済組合又は附則第四十八條第一項に規定する指定基金で日本鉄道共済組合に係るものが支給する年金たる給付に係るものについては、日本鉄道建設公団）」とする。

第九條 改正前施行法第三十八條の二の規定により事業団が負担することとされていた額のうち、昭和六十二年三月三十一日において改正前施行法第八十九條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十四條の三第二項の国鉄共済組合の組合員（同法の長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）であつた者であつて昭和六十二年四月一日において平成八年厚生年金等改正法第二條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「平成八年改正前の共済法」という。）第八條第二項の日本鉄道共済組合の組合員（改正前施行法第八十九條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）となつた者（同日において承継法人（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）附則第十九條の規定による改正前の日本国有鉄道改革法第十一條第二項の承継法人をいう。以下同じ。）に使用される者（役員を含む。）となつた者に限る。）に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（の二分之一に相当する額）を、公団が負担する。この場合においては、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則第五十四條第四項中「会社等」とあるのは、「会社等（存続組合である日本鉄道共済組合又は附則第四十八條第一項に規定する指定基金で日本鉄道共済組合に係るものが支給する年金たる給付に係るものについては、日本鉄道建設公団）」とする。

第十條 改正前施行法第三十九條の規定により事業団が負担することとされていた費用については、大蔵大臣及び運輸大臣が定めるところにより、公団が負担する。

第十一條 改正前施行法第四十條の規定により事業団が負担することとされていた費用については、自治大臣及び運輸大臣が定めるところにより、公団が負担する。

（国家公務員等共済組合連合会を組織する組合の組合員等となつた者に係る年金の給付に要する費用の負担）

第十二條 国は、第七條から前条までの規定により公団が負担する費用等の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、第二十六條の規定による公団に対する補助金の交付その他の必要措置を講ずるものとする。

第十三條 公団は、当分の間、日本鉄道建設公団（昭和三十三年法律第三号。以下「公団法」という。）第十九條第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 第七條から第十一條までの規定により負担することとされる費用等の支払を行うこと。
二 前号の業務その他の業務の遂行に必要な資金に充てるために附則第二條第一項の規定により承継する土地その他の資産の処分を行うこと。
三 前号の業務を効果的に推進するため附則第二條第一項の規定により承継する土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。
四 前三号に掲げるもののほか、附則第二條第一項の規定により承継する権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

（役員及び職員（秘書保持義務））

第十四條 公団の役員若しくは前条第一項第二号及び第三号の業務（以下「資産処分業務」という。）に従事する職員又はこれらの職にあつた者は、資産処分業務に係る職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第十五條 公団は、第十三條第一項の規定により資産処分業務が行われる間、資産処分審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第十六條 公団の総裁は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

（審議会の組織）

第十七條 審議会は、委員七人以上をもって組織する。

第十八條 委員は、資産処分業務に關し学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、公団の総裁が任命する。

第十九條 委員の任期は、二年とする。

（委員の任期）

第二十條 委員は、再任されることが出来る。

（準用規定）

第二十一條 公団は、運輸大臣の認可を受けて、公団の委託により第十三條第一項から第三項までの規定する業務（以下「特例業務」という。）の一部を行う事業及び特例業務と密接に関連する事業で特例業務の円滑な遂行に資するものに投資することが出来る。

（業務の委託）

第二十二條 公団は、運輸大臣の認可を受けて定める基準に従つて特例業務の一部を委託することが出来る。

（土地の処分の方法等）

第二十三條 公団は、附則第二條第一項の規定により承継する土地の譲渡、貸付けその他の処分に関する契約を締結しようとする場合には、そ

の処分の公正かつ適切な実施を確保するため、一般競争入札の方法に準じた方法その他の運輸省令で定める方法によらなければならない。

(鉄道施設の無償譲渡及び貸付け)

第二十四条 公団は、次に掲げる鉄道施設を地域における輸送の確保のために鉄道事業者に対し譲渡する場合には、政令で定める日までの間、これを無償で行うことができる。

一 公団が附則第二条第一項の規定により承継する旧事業団法附則第十三条第一項各号に掲げる鉄道施設

二 この法律の施行の際現に公団が所有する旧事業団法附則第九条第一項に規定する鉄道施設であつて当該鉄道施設が鉄道事業の用に供されることとなつたもの

2 公団は、前項の規定による譲渡を行うまでの間は、同項各号に掲げる鉄道施設を鉄道事業者に対し無償で貸し付けることができる。

3 第一項の規定による鉄道施設の譲渡の時において、公団の資本金のうち当該鉄道施設の建設に係る部分として運輸大臣が定める金額については、公団に対する政府からの出資はなかつたものとし、公団は、その額により資本金を減少するものとする。

4 運輸大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(承継法人に対する公団が承継する土地の無償貸付け)

第二十五条 公団は、附則第二条第一項の規定により承継する土地であつて改正前施行法第三十一条の規定により事業団が承継法人(改正前施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業を営む株式会社を含む。附則第二十六条第二項において同じ。)に対し無償で貸し付けていたものを、当該承継法人の事業の

用に供する施設の公団の土地からの移転が終了するまでの間、当該承継法人に対し引き続き無償で貸し付けることができる。

(補助金)

第二十六条 政府は、予算の範囲内において、公団に対し、公団による特例業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金を交付するものとする。

(特別の勘定)

第二十七条 公団は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 公団は、前項に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、公団法第二十八条第一項の規定にかかわらず、積立金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項に規定する特別の勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(公団法の特例)

第二十八条 第十三条第一項から第三項までの規定により特例業務が行われる場合には、公団法第八條中「七人」とあるのは「九人」と、公団法第九條第三項中「総裁及び副総裁を」とあるのは「公団を代表し、総裁及び副総裁を」と、公団法第十二條第四号中「販売」とあるのは「販売、土地の売買」と、公団法第十五條中「又は副総裁」とあるのは「副総裁又は理事」と、公団法第十六條中「及び副総裁は、公団の理事及び」とあるのは「副総裁及び理事は、公団の」と、業務」とあるのは「業務又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第二十一條第一項の特例業務」と、公団法第二十九條の二中「債券」とあるのは「長期借入金及び債券」と、公団法第三十二條中「場合」とあるのは「場合、債務等処理法第十三條第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合並びに債務等処理法第二十四條第一項に規定する場合」と、公団法第三十四條、第三十五條第二項及び第三十六條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び債務等処理法」と、公団法第三十九條第一号中「又は第三十二條」とあるのは「若しくは第三十二條又は債務等処理法第十三條第四号中「又は第三十四條」とあるのは「若しくは第三十四條又は債務等処理法第十六條第一項第三号若しくは第二十三條」と、公団法第四十二條第一号中「この法律」とあるのは「この法律及び債務等処理法」と、同条第三号中「第九條第一項及び第二項」とあるのは「第十九條第一項及び第二項並びに債務等処理法第十三條第一項から第三項まで」とする。

第二十九条 第十四條(第二十條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

(罰則)

第三十条 事業団は、附則第二条第一項の規定による解散までの間において、その職員について再就職の機会の確保及び再就職の援助等を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、事業団が講ずる前項の措置に關し、就職のあっせんその他の援助に努めなければならない。

(国会に対する報告)

第三十一条 政府は、毎年、国会に対し、この法律に定める施策の実施の状況を報告しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三條第二項、第四條及び第三十條の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の解散等)

第二条 事業団は、この法律の施行の時において解散するものとし、第二条第一項の規定により政府が承継する債務以外の事業団の一切の権利及び義務は、事業団の解散の時において公団が承継する。

2 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 事業団の解散の時において、その時における事業団の資本金に相当する金額については、政府からの出資は、なかつたものとする。

5 第一項の規定により公団が権利及び義務を承継するときは、事業団の平成十年四月一日に始まる事業年度終了の日における貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額に第二條第一項の規定により政府が承継する同項各号に掲げる債務の額の合計額を加えて得た金額は、第二十七條第一項に規定する特別の勘定において、同条第二項の積立金として整理しなければならない。

6 公団は、本州四国連絡橋公団に対し、改正前改革法第二十五條第一項及び旧事業団法附則第十三條第一項に規定する本州四国連絡橋公団の債務の償還等に係る業務に要する費用の額に相当する金額を支拂うものとする。

7 改正前改革法第二十五條第一項及び旧事業団法附則第十三條第一項の規定により事業団が本州四国連絡橋公団に対して負担した債務のうち第一項の規定により承継するものの償還及び当

該債務に係る利子の支払並びに前項に規定する費用の範囲その他の同項の規定による支払に關し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第三條 公団が前條第一項の規定により承継する鉄道建設債券に係る債務について政府がした改正前施行法第三十四條の規定により従前の条件により存続するものとされた保証契約は、その承継後においても、当該鉄道建設債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 改正前施行法第三十六條第二項の規定は、前條第一項の規定による事業団の解散の際現にその職員として在職する者(改正前施行法第三十六條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き公団の職員となつたものが公団を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、改正前施行法第三十六條第二項中「清算事業団」とあるのは、「日本鉄道建設公団」と読み替へるものとする。

3 前條第一項の規定による事業団の解散の日の前日に事業団の職員として在職する者(改正前施行法第三十六條第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続き公団の職員となり、かつ、引き続き公団の職員として在職した後引き続き國家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二號)第二條第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤務期間の計算については、その者の日本国有鉄道の職員としての在職期間、事業団の職員としての在職期間及び公団の職員としての在職期間を同一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が事業団又は公団を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(権利及び義務の承継に伴う租税関係法令の適用に關する経過措置)

第四條 公団が附則第二條第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道又は事業団を登記名義人とするのために受ける登記については、登録免許税を課さない。

2 公団が附則第二條第一項の規定により権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 公団が附則第二條第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六號)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において日本国有鉄道又は事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。
(公団等に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第五條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五號)附則第十九條第二項から第四項までの規定の適用については、公団の事業所又は事務所のうち特別業務を行う事業所又は事務所(次項において「特別事業所等」という。)を平成八年改正前の共済法第二條第一項第七号ハに掲げる法人の事業所又は事務所とみなす。

2 公団の特別事業所等のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、特別事業所等を平成八年改正前の共済法第二條第一項第八号に規定する法人の事業所又は事務所とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八條第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同條第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被

保險者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。とあるのは、「施行日の前日以前の日から日本鉄道建設公団(以下この項において「公団」という。)が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關する法律(平成十年法律第二十號)第二十一條第一項の特別業務(以下この項において「特別業務」という。)を開始する日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保險者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から公団が特別業務を開始する日の前日まで引き続き日本国有鉄道清算事業団の事業所又は事務所に使用される者に限る。とあつて、公団が特別業務を開始する日において特別業務を行う事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保險者であるものとする。

3 公団については、平成八年改正前の共済法第二條第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第五十四條第一項から第五項までの規定を適用する。

4 平成八年厚生年金等改正法附則第三十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成八年改正前の共済法第八條第二項の規定の適用については、同項中「日本国有鉄道清算事業団の理事長」とあるのは、「日本鉄道建設公団が当該公団を代表する者として大蔵大臣に届け出た者」とする。

(日本国有鉄道清算事業団法の廃止)
第六條 日本国有鉄道清算事業団法は、廃止する。
(日本国有鉄道清算事業団法の廃止に伴う経過措置)

第七條 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第三條の規定により置かれていた事務所については、公団法第三條第三項の規定により運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

2 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十六條第四項の規定により認可を受けて行つていた業務は、第十三條第四項の規定により認可を受けたものとみなす。

3 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十七條第一項の規定により認可を受けている投資は、第二十一條第一項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 附則第二條第一項の規定による事業団の解散の際現に旧事業団法第二十八條の規定により認可を受けて定められている基準は、第二十二條の規定により認可を受けたものとみなす。

5 事業団の役員若しくは旧事業団法第十八條の資産処分業務に従事する職員又は旧事業団法第二十條の資産処分審議会の委員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前條の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 前條の規定の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る同條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第八條 附則第三條及び第四條、前條並びに附則第十二條、第十五條、第二十二條及び第二十六條に定めるものは、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(国債整理基金特別会計法の一部改正)
第九條 国債整理基金特別会計法の一部を次のように改正する。
第十七條第一項中「ノ処分」を「及出資持分ノ処分」に、「ノ入金及」を「ノ入金並ニ」に、「ニ係ル配当金」を「及出資持分ニ係ル配当金」に改め、同條第二項中「ノ管理」を「及出資持分ノ管理」に改め、同條を第十八條とし、第十六條の次に次の一條を加える。
第十七條 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊

急に講ずべき特別措置に関する法律（平成二年法律第四十五号）第二条第一項ノ規定ニ依リ政府ニ譲渡セラレタル帝都高速交通営団ニ対スル持分（以下出資持分ト称ス）ハ国債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充実に資スル為一般会計計リ無償ニテ国債整理基金特別会計ニ所屬替ヲ為スモノトス

（北海道開港法の一部改正）

第十条 北海道開港法（昭和二十五年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「雇用促進事業団又は日本国有鉄道清算事業団」を「又は雇用促進事業団」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十一条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

第七十三条の二第二項中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、「請負契約」の下に「（日本鉄道建設公団が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第 号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を加える。

第七十三条の四第一項第一号の二を削る。

第三百四十八条第二項第三十四号を次のように改める。

三十四 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第二十四条第二項及び第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で、政令で定めるもの

第三百四十九条の三第二十三項中「又は日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）附則第十三条第一項」を、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下

本項において「債務等処理法」という。）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）以下「旧日本国有鉄道清算事業団法」という。）附則第十三条第一項に、「日本国有鉄道清算事業団」を「債務等処理法附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）」に、「同項各号」を「旧日本国有鉄道清算事業団法第十三条第一項各号」に、「者」を「若又は債務等処理法第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団から無償で同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者が」に改める。

附則第十条第一項中「日本国有鉄道清算事業団法附則第十三条第一項の規定により日本国有鉄道清算事業団」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団」に改め、同条第五項中「日本国有鉄道清算事業団法第二十七条第一項」を「旧日本国有鉄道清算事業団法第二十七条第一項」に、「日本国有鉄道清算事業団」から同法第二十六条第一項第二号を「旧日本国有鉄道清算事業団から旧日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第二号」に、「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継し、かつ、」に改める。

附則第十一条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号」を「日本鉄道建設公団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

附則第十五条の三第二項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号」を「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

附則第十五条の三第二項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条

第一項第三号の業務に基づき、当該北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社昭和六十三年四月一日から平成十一年一月一日までの間に当該旧資産に対応するものとして取得した家屋又は「を」旧日本国有鉄道清算事業団が行つた旧日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号の業務に基づき当該北海道旅客会社等若しくは日本貨物鉄道株式会社が昭和六十三年四月一日から平成十一年九月三十日までの間に当該する法律の施行の日の前日旧資産に対応するものとして取得した家屋若しくは償却資産で政令で定めるもの又は日本鉄道建設公団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号の業務に基づき当該北海道旅客会社等若しくは日本貨物鉄道株式会社が平成十一年一月一日から平成十一年一月一日までの間に当該するものとして取得した家屋若しくは」に改める。

附則第三十二条の九第二項中「日本国有鉄道清算事業団が所有する」を「旧日本国有鉄道清算事業団が所有する」に、「日本国有鉄道清算事業団が行う日本国有鉄道清算事業団法第二十六条第一項第三号」を「日本鉄道建設公団が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第十二条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第三十四号、第三百四十九条の三第二十三項及び附則第十五条の三第二項の規定は、平成十一年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成十年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）
第十三条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）の一部を次のように改

正する。
第二十四条第二項中「日本国有鉄道清算事業団」を削る。

（租税特別措置法の一部改正）

第十四条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十第三項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第三十七条の十一第四項第二号中「新株引受権付社債又は日本国有鉄道清算事業団特別債券」を「又は新株引受権付社債」に改める。

第三十七条の十五第一項第一号中「新株引受権付社債及び日本国有鉄道清算事業団特別債券」を「及び新株引受権付社債」に改め、同条第三項中「公社債又は証券投資信託の受益証券（以下この項において「公社債等」という。）で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる」を「特定株式投資信託の受益証券と特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、（当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公社債等の価額との差額を補うための金銭を支払つた場合その他の政令で定める場合を含む。）を削り、「当該公社債等」を「当該特定株式投資信託の受益証券」に改め、同項の表を削り、同条第四項中「同項の表の下欄に掲げる」を「同項の特定株式投資信託の信託財産に属する」に改める。

第六十七條の五の見出し中「特定の公社債等」を「特定株式投資信託の受益証券」に改め、同条第一項中「公社債又は証券投資信託の受益証券（以下この項において「公社債等」という。）で次の表の各号の上欄に掲げるものと当該各号の下欄に掲げる」を「第三号の二に規定する特定株式投資信託の受益証券と当該特定株式投資信託の信託財産に属する」に改め、（当該交換により取得した同表の第一号の下欄に掲げる株式

の信託財産に属する）に改める。

の価額と当該交換により譲渡した同号の上欄に掲げる公杜債等の価額との差額を補うための金銭を支払った場合その他の政令で定める場合を含む。を削り、「当該各号の下欄に掲げる株式」を「当該株式」に改め、同項の表を削る。

第七十一条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、同条中「日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第号）附則第二項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）が同法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）に改め、「設立した法人」の下に「又は日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分を公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人」を加え、「日本国有鉄道清算事業団から」を「旧日本国有鉄道清算事業団又は日本鉄道建設公団から」に、「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改める。

第八十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する」に改め、同条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団が同法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法」に改め、「法人」の下に「又は日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分を公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人」を加え、「日本国有鉄道清算事業団から」を「旧日本国有鉄道清算事業団又は日本鉄道建設公団から」に、「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改める。

第八十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する」に改め、同条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団が同法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法」に改め、「法人」の下に「又は日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分を公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人」を加え、「平成三年四月一日」を

同法の施行の日
「平成十年十月一日」に、「日本国有鉄道清算事業団から当該土地」を「日本鉄道建設公団から同号の土地」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十五条の規定により同条に規定する承継法人に対し無償で貸し付けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供されている建物と日本鉄道建設公団の所有する建物との交換が同法第十三条第一項第三号の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した建物の所有権の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより平成十年十月一日

同法の施行の日
から平成十四年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第八十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に、「税率の軽減」を「免税等」に改め、同条中「鉄道事業法第七條第一項に規定する」を削り、「平成十年四月一日」を「平成十年十月一日」に、「日本国有鉄道清算事業団」を「日本鉄道建設公団」に改め、同条中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第十三条第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項」に、「日本国有鉄道清算事業団から」を「日本鉄道建設公団から」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者（次項において「鉄道事業者」という。）が、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二十四条第一項の規定により日本鉄道建設公団から無償で取得する同項第二号に掲げる鉄道施設（既に当該鉄道事業者の事業の用に供されているものを除く。）に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記については、大蔵

同法の施行の日
省令で定めるところにより平成十年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

同法の施行の日
第九十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理」を「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団から承継する」に改め、同条第一項中「日本国有鉄道清算事業団が、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行の日の翌日」を「日本鉄道建設公団が、平成十年十月一日」に、「日本国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項第二号」を

同法の施行の日
「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号」に改め、同条第二項を削る。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）
第十五条 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第八十四条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法人が取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第八十四条第一項に規定する法人が取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記又は地上権の設定の登記若しくは所有権の移転請求権の保全のための仮登記に係る登録免許税について適用する。

2 新租税特別措置法第八十四条の第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する鉄道事業者が取得する同項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十四条の三に規定する鉄道事業者が取得した同条に規定する鉄道施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第九十四条の規定は、施行日以後に公団が行う同条に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前に事業団が行った旧租税特別措置法第九十四条第一項に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第十二条第二号中「日本国有鉄道清算事業団又は」を削る。

第四十一条及び第四十二条中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十三条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十二条中「日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第号）附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）」に改める。

（所得税法の一部改正）
第十七条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

（法人税法の一部改正）
第十八条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

（印紙税法の一部改正）
第十九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本国有鉄道清算事業団の項を削る。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国有林野事業(国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。)の危機的な財務状況に対処するため、その根本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、国有林野事業の改革についての国民の理解を深めるとともに、あわせて、特定の債務の一般会計への帰属その他国有林野事業の改革のために必要な特別措置について定めることを目的とする。

(国有林野事業の改革の趣旨)

第二条 国有林野事業の改革は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化による収入の減少、債務の累増等による国有林野事業の危機的な財務状況に対処して、その財政の健全性を回復し、及び国民共通の財産である国有林野(国有林野事業の対象とする国有林野をいう。以下同じ。)を将来にわたって適切かつ効率的に管理経営する体制を確立することにより、国土の保全その他公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給、地域における産業の振興その他の国有林野事業の使命を十全に果たし、もって国民経済の発展及び国民生活の安定に資するために行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、この法律に定める方針に従い必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国有林野事業の改革を確実かつ円滑に遂行しなければならない。

(集中改革期間)

第四条 国有林野事業の改革は、平成十五年までの期間を集中改革期間として実施するものとする。

第二章 業務運営の方針

(公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換)

第五条 政府は、国土の保全その他国有林野の有

する公益的機能の重要性にかんがみ、国有林野の管理経営の方針について、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換することとする。

2 政府は、前項の方針に従い、複層林業、長伐期施業その他の森林の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的に推進するものとする。

(国民の意見を反映した管理経営の実施)

第六条 政府は、国有林野事業を適切に実施するため、あらかじめ広く国民の意見を聴いて、国及び地域の段階で、それぞれ国有林野の管理経営に関する計画を策定し、これらを公表するものとする。

2 政府は、前項の計画において、前条第一項の方針に従った管理経営の内容を明らかにするものとする。

(民間事業者への業務委託の推進)

第七条 政府は、民間事業者の能力を活用しつつ国有林野事業を効率的に実施するものとし、このため、集中改革期間において、伐採、造林並びに林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うことを緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、当該実施行為のすべてを民間事業者に委託して行うものとする。

(国民による国有林野の利用の推進)

第八条 政府は、国民共通の財産である国有林野について、その有する公益的機能の維持増進との調和を図りつつ、公衆の保健のための利用、自主的な森林整備のための利用その他の国民による利用に積極的に供するものとする。

(国有林野事業の実施状況の公表)

第九条 政府は、国有林野の管理経営が適切に実施されていることを国民に対し明らかにするため、毎年度、国有林野事業の実施状況を公表するものとする。

第三章 実施体制の効率化

第一節 基本的な方針

(職員数の適正化)

第十条 政府は、国有林野事業(国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定(以下「事業勘定」という。))においてその事務を取り扱う治山事業を含む。以下この節において同じ。)の効率的な実施体制を整備するため、集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。

2 農林水産大臣は、集中改革期間の開始前(後)に、国有林野事業に係る職員数の適正化の目標、その達成のために講じようとする施策その他国有林野事業に係る職員数の適正化に関する基本的な事項につき、閣議の決定を求めなければならない。

(組織の再編)

第十一条 政府は、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものに再編するものとする。

第二節 特別給付金

(特別給付金の支給)

第十二条 農林水産大臣は、集中改革期間において国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進するため、集中改革期間中の毎年度、退職を希望する国有林野事業職員(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する一般職の国家公務員をいう。以下同じ。)の募集を行う場合において、国有林野事業職員がこれに応じて退職を申し出たときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者について退職を希望する国有林野事業職員である旨の認定を行うことができる。

一 当該退職を申し出た年度の末日までに六十歳(農林水産省令で定める要件に該当する者にあつては、六十三歳。次条第一項において同じ。)となる者

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等

に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一

号)第二条第二項の政令で定める官職にある者又は同法第五条に規定する常勤の職員

三 前二号に掲げるもののほか、常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定める要件に該当するもの

政府は、前項の認定を受けた国有林野事業職員が退職したときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に対し、特別給付金(以下「特別給付金」という。)を支給するものとする。

一 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第三条、第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用を受けずに退職した者

二 傷病又は死亡により退職した者

特別給付金は、第一項の認定を受けた年度の末日までに退職した者に対し支給するものとする。

(特別給付金の額)

第十三条 特別給付金の額は、退職の日におけるその者の給与のうち一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの月額の合計額(その者の勤続期間が五年以上の場合にあつては、その額に一・四を乗じて得た額)に、その者が六十歳に達する日の属する年度とその者が前条第一項の認定を受けた日の属する年度との差に相当する年数(十五年を超える場合にあつては、十五年)を乗じて得た金額とする。

2 前項の特別給付金の額の算定の基礎となる勤続期間の計算については、国家公務員退職手当法第七条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特別給付金の返還等)

第十四条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合に

は、その者は、農林水産省令で定めるところにより、その支給を受けた特別給付金に相当する金額を政府に返還しなければならない。

一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以内に農林水産省の職員（常時勤務に服することを要しない者で農林水産省令で定めるものを除く。）として採用されたとき。

二 国家公務員退職手当法第十二条の三第一項の規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一部を返納せられることとなつたとき。

2 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けていないものが前項各号のいずれかに該当することとなつた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

3 政府は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けていないものが国家公務員退職手当法第十二条の二第一項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分を受けた場合には、第十二条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。ただし、当該処分が取り消された場合は、この限りでない。

第四章 財務の健全化

第一節 債務の処理

（借入金への一般会計への帰属等）

第十五条 政府は、この法律の施行の時に、その時における事業勘定の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。

一 平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務

二 前号に掲げる債務に係る利子であつて、この法律の施行の日以前に発生しており、かつ、同日以降に支払われることとされているものに係る債務

2 前項の規定により一般会計に帰属する債務のうち政府が貸し付けた資金に係るものの償還期

限は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日とする。

（事業勘定における債務の処理）

第十六条 政府は、この法律の施行の時に、事業勘定の負担に属する借入金に係る債務（前条第一項の規定により一般会計に帰属したものを除く。）について、その償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施により、この法律の施行の日から五十年を経過した日の属する年度の末日までに着実に処理するものとする。

2 政府は、前項の債務の処理を推進するため、第十九条及び第二十一条に規定する措置を講ずるものとする。

（国会への報告）

第十七条 政府は、国会に対し、毎年度、前二条の規定による国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況を報告しなければならない。

第二節 国有林野事業特別会計法の特例（退職手当等に係る借入金）

第十八条 事業勘定においては、集中改革期間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、政令で定めるところにより、国有林野事業職員が退職した場合に国家公務員退職手当法の規定に基づき支給する退職手当及び第十二条第二項の規定により支給する特別給付金の財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金とみなして、同条第二項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

（借入金の償還金に係る借入金）

第十九条 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、この勘定の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充

てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、前条第二項の規定を準用する。

（平成十年度における借入金の特例）

第二十条 事業勘定においては、平成十年度において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金、附則第二条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法（昭和五十二年法律第八十八号）第四条第一項及び第二項の規定による借入金並びに第十八条第一項及び前条第一項の規定による借入金のほか、この勘定における経費の財源に充てるため必要があるときは、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定による借入金については、第十八条第二項の規定を準用する。

（借入金の利子に係る一般会計からの繰入れ）

第二十一条 政府は、事業勘定の負担に属する借入金（政令で定めるものを除く。）について、第十六条第一項に規定する年度までの期間中の毎年度、予算の範囲内において、当該年度において支払うべき利子に充てるべき金額（平成十年度にあつては、この法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間において支払うべき利子に充てるべき金額）を、一般会計から事業勘定に繰り入れるものとする。

（損失の処理の特例）

第二十二条 事業勘定においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法第十二条第二項の規定により繰り越した損失を、資本剰余金を減額して整理することができるとする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日平成十年十月一日から施行する。ただし、第十条第二項及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（国有林野事業改善特別措置法の廃止）

第二条 国有林野事業改善特別措置法は、廃止する。

（国有林野事業改善特別措置法の廃止に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の国有林野事業改善特別措置法第八条第二項に規定する特別給付金の支給を受けた者については、同法第十条第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（小字及び一は衆議院修正）

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律

（国有林野法の二部改正）

第一条 国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国有林野の管理経営に関する法律

目次中「第一章 総則（第一条―第六条）」を「第一章 総則（第一条―第三条）」と改める。

第一章の二 管理経営に関する計画（第四条―第一章の三 調査業務の委託（第六条の五）

（第六条の四）に、「第五章 共用林野（第十八条―第二十四条）」を「第六章 罰則（第二十五条―第二十六条）」と改める。

第一章を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律は、国有林野について、管理経営に関する計画を明らかにするとともに、貸付け、売却等に関する事項を定めることにより、その適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。

第二号中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「(国有財産の分類及び種類)」を削り、同条第二号中「(基本)」を「(基本)」に改め、「(定義)」を削る。

第三号から第六号までを次のように改める。

(国有林野の管理経営の目標)

第三条 国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあるものとする。

(管理経営基本計画)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画(以下「管理経営基本計画」という。)を定めなければならない。

2 管理経営基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国有林野の管理経営に関する基本方針

二 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

三 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

四 国有林野の活用に関する基本的な事項

五 国有林野の管理経営の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項

六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3 管理経営基本計画は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

(管理経営基本計画の案の縦覧等)

第五条 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理経営基本計画の案を、当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該縦覧に供された管理経営基本計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣に対し理由を付した文書をもつて意見を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の縦覧期間満了後、当該管理経営基本計画の案について、前項の規定により申立てがあつた意見の要旨を付して、林政審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、管理経営基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

(地域管理経営計画)

第六条 営林局長又は営林支局長は、管理経営基本計画に即して、森林法第七條の二第一項の森林計画図別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画図に係るものにつき、五年ごとに、当該森林計画図に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、五年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画(以下「地域管理経営計画」という。)を定めなければならない。

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする国有林野の管理経営に関する基本的な事項

二 巡視、森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止その他国有林野の維持及び保存に関する事項

三 木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関する事項

四 地域における産業の振興又は住民の福祉の向上その他国有林野の活用に関する事項

五 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針

六 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3 地域管理経営計画は、森林法第七條の二第一項の規定によりたてられた森林計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 前条の規定は、地域管理経営計画の策定及び変更について準用する。この場合において、同条中「農林水産大臣」とあるのは「営林局長又は営林支局長」と、同条第三項中「林政審議会」とあるのは「関係都道府県知事、関係市町村長及び次条第二項各号に掲げる事項に關し學識経験を有する者」と読み替へるものとする。

4 前条の二 管理経営に関する計画(公衆の保健の用に供するための計画)

第六条の次に次の三條及び一章を加える。

第一章の二 管理経営に関する計画

第六條の二 営林局長又は営林支局長は、前條第二項第五号に掲げる基本的な方針に即して森林及び公衆の保健の用に供する施設を整備しようとするときは、政令で定めるところにより、その整備しようとする区域に係る国有林野につき、公衆の保健の用に供するための計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする国有林野の地区

二 前号の地区内において整備しようとする公衆の保健の用に供する施設の位置、種類その他当該施設の設置に関する事項

三 第一号の地区内における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

四 国有林野の有する公衆の保健以外の公益的機能との調和その他第二号の施設の整備に際し配慮すべき事項

3 営林局長又は営林支局長は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

(管理経営基本計画の実施状況の公表)

第六條の三 農林水産大臣は、毎年九月三十日までに、前年度における管理経営基本計画の実施状況を公表しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の公表をしようとするときは、林政審議会の意見を聴き、その意見の概要を同項の実施状況とともに公表しなければならない。

(林政審議会の権限)

第六條の四 林政審議会は、林業基本法(昭和十九年法律第六十一号)第二十三條第一項に規定するもののほか、第五條第三項及び前條第二項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議する。

2 林政審議会は、林業基本法第二十三條第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に關し農林水産大臣に意見を述べることができ

第一章の三 調査業務の委託

(指定調査機関の指定)

第六條の五 農林水産大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、国有林野の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

一 樹種、材積、材質その他の樹木の伐採又は売却に必要な事項を調査すること。

二 前号の調査により農林水産大臣が定める伐採又は売却の基準に適合すると認められる樹木に、省令で定める記号を表示すること。

2 前項の規定による指定は、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第六條の六 農林水産大臣は、前條第二項の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるとき

でなければ、指定調査機関の指定をしてはならない。

一 調査業務を適正かつ確実に実施するに足りる技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。

二 調査業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて調査業務が公正になるおそれがないこと。

三 その指定をすることによつて調査業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2 農林水産大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 第六条の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち、この法律に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

（調査業務の実施義務）
第六条の七 指定調査機関は、農林水産大臣から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

（役員及び職員が公務員たる地位）
第六条の八 調査業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務規程）
第六条の九 指定調査機関は、調査業務の実施に関する事項について業務規程を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、省令で定める。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）
第六条の十 指定調査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第六条の五第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定調査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、農林水産大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）
第六条の十一 指定調査機関は、帳簿を備え、調査業務に関し省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、帳簿の備付け及び保存に関し必要な事項は、省令で定める。

（監督命令）
第六条の十二 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

（報告及び立入検査）
第六条の十三 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、調査業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

ない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（業務の休廃止）
第六条の十四 指定調査機関は、農林水産大臣の許可を受けなければ、調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）
第六条の十五 農林水産大臣は、指定調査機関が第六条の六第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第六条の六第一項第一号又は第二号に適合しなくなつたと認められるとき。

三 第六条の九第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行つたとき。

四 第六条の九第三項又は第六条の十二の規定による命令に違反したとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

（省令への委任）
第六条の十六 この章に規定するもののほか、指定調査機関及び調査業務に関し必要な事項は、省令で定める。

第七条第一項各号列記以外の部分中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「において」の下に「契約により」を加え、同項第四号中「こえない」を「超えない」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条の二第二項の計画に従つて整備される公衆の保健の用に供する施設の用に供するとき。

第十一條第四項中「（明治二十九年法律第八十九号）及び」（共有物の分割請求）を削る。

第十七條第五項中「（契約解除の場合の損失補償）を削り、とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 罰則
第二十五條 第六條の十五第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六條 次の各号の一に該当するときは、その行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六條の十一第一項の規定に違反し、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

二 第六條の十三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第六條の十四の許可を受けずに調査業務の全部を廃止したとき。

（国有林野の管理経営に関する法律の一部改正）
第二條 国有林野の管理経営に関する法律の一部を次のように改正する。

第六條第一項及び第四項並びに第六條の二第一項及び第三項中「営林局長又は営林支局長」を「森林管理局長」に改める。

第十一條第三項及び第十四條第三号中「営林署長」を「森林管理署長」に改める。

第十五條ただし書中「但し」を「ただし」に、「営林局長」を「森林管理局長」に改める。

第十六條ただし書中「営林局長」を「森林管理局長」に改める。

第二十二條第二項中「且つ」を「かつ」に、「営林署長」を「森林管理署長」に改める。
（国有林野の活用に関する法律の一部改正）

第三条 国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

第三条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で国有林野の管理経営に関する法律第六条の二第一項の計画に基づく公衆の保健の用に供する施設に関するものの用に供すること

を目的とする国有林野の活用
当該事業を行う者
第八条を削る。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

第四条 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国有林野事業」の下に「国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつ」を加え、同条第二項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）」に改め、同条第三項第一号中「（国有林野事業に該当するものを除く。以下次号において「治山事業」という。）」を削り、同項第二号中「治山事業」を「法第二条の治山事業」に改める。

第八条の三を第八条の四とし、第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 次に掲げる経費の額に相当する金額は、予算の範囲内において、一般会計から国有林野事業勘定に繰り入れるものとする。

一 国有林野（国有林野の管理経営に関する法律第二条に規定する国有林野をいう。以下この条において同じ。）のうち森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五

和二十六年法律第二百四十九号）第二十五

条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林（次号において「公益林」という。）における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設置その他の森林保全に要する経費で政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、国有林野における森林法第二十五条第一項又は第二項の規定による保安林の指定のための調査に要する経費その他の公益林の管理に関する事務に要する経費で政令で定めるもの

三 森林法第七条の二第一項の規定に基づく森林計画の作成に要する経費
四 国有林野を利用して行う森林及び林業に関する知識の普及並びに林業技術の指導に要する経費で政令で定めるもの

五 国有林野の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で政令で定めるもの

附則第十三条第一項中「昭和二十六年法律第二百四十九号」を削る。

（農林水産省設置法の一部改正）

第五条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「左の」を「次の」に、
「営林局」
「営林支局」
「営林署」
を「森林管理局」に改める。

第三十二条の見出しを「（森林管理局）」に改め、同条第一項中「営林局」を「森林管理局」に、「左に掲げるもの」を「次に掲げる事務」に改め、同項第一号中「国有林野」を「管理経営計画の樹立その他の国有林野」に改め、同項第七号を削り、同項第八号中「営林署」を「森林管理局」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項及び第三項中「営林局」を「森林管理局」に改める。

第三十三条を削る。

第三十四条の見出しを「（森林管理局）」に改

め、同条第一項中「営林署」を「森林管理局」に、「営林局又は営林支局」を「森林管理局」に、「次の各号に」を「次に」に改め、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同項第二号中「営林を指導する」を「営林の指導並びに森林治水事業を行う」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 林野の保全に係る地すべり防止事業を実施すること。
五 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事を受託し、及び受託に係る当該工事を実施すること。

第三十四条第一項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
一 国有林野及び公有林野等官行造林地の管理を行うこと。

第三十四条第二項中「営林署」を「森林管理局」に改め、同条を第三十三号とし、同条の次に次の一条を加える。

（支署）
第三十四条 農林水産大臣は、森林管理署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に森林管理署の支署を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林水産省令で定める。

第三十五条の見出し中「営林局、営林支局及び営林署」を「森林管理局及び森林管理署」に改め、同条第一項中「営林支局若しくは営林署」を「森林管理局」に、「営林局」を「森林管理局」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の見出し中「営林局及び営林署」を「森林管理局及び森林管理署」に改め、同条中「営林局」を「森林管理局」に、「営林署」を「森林管理署」に、「第三十四条第一項の規定の適用については、同項第二号を第三十三号第一項の規定の適用については、同項第三号に、」を「営林を指導すること」を「営林の指導」に、「技術相談に関すること」を「技術相談」に改める。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
平成十一年三月一日から施行する。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
平成十一年三月一日から施行する。

一 次条第一項の規定（公布の日）
二 第二条及び第五条並びに附則第四条から第六条まで、第九号、第十四号及び第十八条の規定（平成十一年一月一日）
（第一条の規定による国有林野法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前に、第一条の規定による改正後の国有林野の管理経営に関する法律（以下「管理経営法」という。）
第一項の規定により最初に定める管理経営基本計画の計画期間は、同項の規定にかかわらず、平成十一年一月一日から平成二十一年三月三十一日までとする。基本計画を定めなければならない。ただし、当該管理経営基本計画の計画期間の終期は、平成二十一年三月三十一日とする。

2 前項の規定により定められた管理経営基本計画については、管理経営法第四十一条の規定により定められた管理経営基本計画とみなす。

3 2 前項の規定により定められた管理経営基本計画の管理経営基本計画は、管理経営法第四十一条の規定にかかわらず、平成十六年四月一日をその計画期間の始期として定めなければならない。第三号 この法律の施行後管理経営法第六号第一項の規定により最初に定める地域管理経営計画は、同項の規定にかかわらず、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とし、同日以降一年から五年までの間において農林水産大臣の定める期間をその計画期間としなければならない。

2 前項の規定により定められる地域管理経営計

2 前項の規定により定められる地域管理経営計

画に引き続く次の地域管理経営計画は、管理経営法第六條第一項の規定にかかわらず、前項の農林水産大臣の定める期間が満了する日の翌日をその計画期間の始期として定めなければならない。

(農林水産省設置法の一部改正に伴う経過措置)
第四條 第五條の規定の施行前に営林局長、営林支局長又は営林署長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした許可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「処分等」という)は、政令(営林署長がした処分等にあつては、農林水産省令)で定めるところにより、相当の森林管理局長又は森林管理署長がした処分等とみなす。

第五條 第五條の規定の施行前に営林局長、営林支局長又は営林署長に対してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という)は、政令(営林署長に対してした申請等にあつては、農林水産省令)で定めるところにより、相当の森林管理局長又は森林管理署長に対してした申請等とみなす。

(地方自治法の一部改正)
第六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第百五十六條第七項中「営林署」を「森林管理署」に改める。
(物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部改正)
第七條 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)」に改める。
(森林法の一部改正)
第八條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
第二條第三項及び第二十一條第三項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

に改める。
第九條 森林法の一部を次のように改正する。
第五條第五項中「関係営林局長又は営林支局長」を「関係森林管理局長」に改める。
第七條の二第一項及び第四項から第六項までの規定並びに第八條第二項中「営林局長又は営林支局長」を「森林管理局長」に改める。
第十條の十二第二項中「関係営林局長又は営林支局長」を「関係森林管理局長」に改める。
第二十一條第三項中「営林署長」を「森林管理署長」に改める。

(農地法の一部改正)
第十條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第二十六條第五項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。
(保安林整備臨時措置法の一部改正)
第十一條 保安林整備臨時措置法(昭和二十九年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
第五條中「買入」を「買入れ」に、「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に、「第三十七條第一項但書」を「第二十七條第一項ただし書」に、「こえない」を「超えない」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)
第十二條 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項第三号中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改め、同條第二項第五号中「国有林野法第十條第一号」を「国有林野の管理経営に関する法律第十條第一号」に、「国有林野法第十七條の二」を「国有林野の管理経営に関する法律第十七條の二」に改める。
(分収林特別措置法の一部改正)
第十三條 分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項から第三項までの規定中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。

に改める。
(地方行政連絡会議法の一部改正)
第十四條 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第五号を次のように改める。
五 森林管理局
(小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)
第十五條 小笠原諸島の復興に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三十三條第一項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に、「行なう」を「行う」に改める。
(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)
第十六條 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第十三條中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。
(自転車道の整備等に関する法律の一部改正)
第十七條 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改める。
(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)
第十八條 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第二十一條第二項中「関係営林局長又は営林支局長」を「関係森林管理局長」に改める。
(森林法等の一部を改正する法律案
森林法等の一部を改正する法律
(森林法の一部改正)

第一條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
「第一節 施業の勧告等(第十條の五、目次中 第二節 市町村等による森林の整備第二節の二 森林整備協定の締結の第十條の六)」
の推進(第十條の七、第十條の十二)を 第二節 市町村等による森林の整備の推進(第十條の五、第十條の六、第十條の七、第十條の八、第十條の九、第十條の十、第十條の十一、第十條の十二)に改める。
第三、第十條の十四)に改める。
第五條第二項第三号中、立木の標準伐期、立木の伐採の標準的な方法を削り、同項第四号中「造林樹種、造林の標準的な方法を削り、同項第四号の二中、間伐及び保育の標準的な方法を削り、同項第四号の三中、及び当該区域内における施業の方法を「の基準」に改め、同條第三項中「前條第三項」を「第四條第三項」に改め、同條第五項及び第六項を削る。
第七條を削る。

第六條第一項中「前條第一項」を「第五條第一項」に、「聞き」を「聴き」に改め、同條を第七條とし、第五條の次に次の一條を加える。
(地域森林計画の案の縦覧等)
第六條 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。
2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

ればならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画の区域内に第七條の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

第七條の二第二項を次のように改める。

2 前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第五條第二項第一号から第四号の二まで、第五号及び第六号から第八号までに掲げる事項

二 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項

三 森林施業の合理化に関する事項

第七條の二第六項を削り、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四項において準用する第六條第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

第七條の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは」を「前項において準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、当該森

林計画の案について」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第六條第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により森林管理局長が森林計画をたてる場合に準用する。

第九條及び第十條を次のように改める。

第九條及び第十條 削除

第二章の二第一節を削る。

第十條の七を削る。

第十條の八第一項を次のように改める。

市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

第十條の八第二項第一号中「間伐」を「伐採、造林」に改め、同項中第九号を第十二号とし、第七号及び第八号を削り、第六号を第十一号とし、第二号から第五号までを五号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の五号を加える。

一 立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

二 造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項

三 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育

の基準

五 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

六 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項

第十條の八中第三項を削り、第四項を第三項とし、第七項を削り、同条第六項中「森林整備市町村」を「市町村」に改め、「都道府県知事」の下に「（当該市町村の区域内に第十九條第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林施業計画の対象とする森林が存するときは、都道府県知事及び農林水産大臣）及び関係森林管理局長」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第五項の規定により読み替へて準用する第六條第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

の基準

五 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）の所在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項

六 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項

第十條の八中第三項を削り、第四項を第三項とし、第七項を削り、同条第六項中「森林整備市町村」を「市町村」に改め、「都道府県知事」の下に「（当該市町村の区域内に第十九條第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林施業計画の対象とする森林が存するときは、都道府県知事及び農林水産大臣）及び関係森林管理局長」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第五項の規定により読み替へて準用する第六條第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

第十條の八第六項を同条第八項とし、同条第五項中「森林整備市町村」を「市町村」に、「都道府県知事の承認を受けなければならない」を「第五項の規定により読み替へて準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければならない」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の三項を加える。

4 第四條第三項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。

5 第六條第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替へるものとする。

第十條の八第六項を同条第八項とし、同条第五項中「森林整備市町村」を「市町村」に、「都道府県知事の承認を受けなければならない」を「第五項の規定により読み替へて準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければならない」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の三項を加える。

4 第四條第三項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。

5 第六條第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替へるものとする。

第十條の八第六項を同条第八項とし、同条第五項中「森林整備市町村」を「市町村」に、「都道府県知事の承認を受けなければならない」を「第五項の規定により読み替へて準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければならない」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の三項を加える。

4 第四條第三項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。

5 第六條第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替へるものとする。

第十條の八第六項を同条第八項とし、同条第五項中「森林整備市町村」を「市町村」に、「都道府県知事の承認を受けなければならない」を「第五項の規定により読み替へて準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、都道府県知事に協議しなければならない」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の三項を加える。

4 第四條第三項の規定は、市町村森林整備計画について準用する。

5 第六條第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により市町村が市町村森林整備計画をたてる場合に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村の長」と読み替へるものとする。

6 市町村の長は、当該市町村の区域内に第七條の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替へて準用する第六條第一項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案について、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

第二章の二第二節中第十條の八を第十條の五とする。

第十條の九第一項から第三項までの規定中「森林整備市町村」を「市町村」に改め、同条第四項中「第七條並びに前条第五項及び第六項」を「前条第五項から第八項まで」に改め、後段を削り、同条を第十條の六とし、同条の次に次の三條を加える。

（市町村森林整備計画の遵守）
第十條の七 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、市町村森林整備計画に従つて施業することを旨としなければならない。

（伐採の届出）
第十條の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五條の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、省令で定める手続に従ひ、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採年齢その他省令で定める事項を記載した伐採の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第十條の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第十一條第五項（第十八條の三第三項及

第一項第二号の森林につき第十八条の二第

「第十二条第三項において準用する場合を含む

じ」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第

ある場合は、この限りでない。

第三十八條第三項中「第三十四條の二」を「第三十四條の三」に改める。

第四十四條中「第三十四條の下に」及び第三十四條の二を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、及び第三十四條を「第三十四條及び第三十四條の二」に改める。

第四十八條中「第三十四條の下に」及び第三十四條の二を加える。

第百八十八條第一項及び第二項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村の長」に改め、同条第五項中「又は都道府県」を「都道府県又は市町村」に改める。

第百八十九條中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村の長」に「基く」を「基づく」に、「の公報」を「若しくは市町村の公報」に改める。

第百九十条を削り、第百九十一条を第百九十条とする。

第百九十一条の二の見出しを「農林水産大臣等の援助」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、市町村森林整備計画の達成並びに森林施業計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第百九十一条の二を第百九十一条とする。

第百九十二条中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「及び実施」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条を同条第二号とする。

第二百七条第一号中「第十條第一項」を「第十條の八第一項」に改め、同条第二号中「第十條の六第三項」を「第十條の九第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第三十四條の二第一項（第四十四條において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないや間伐のため立木を伐採した者

第二百九条第一号中「第十條第二項」を「第十

條の八第二項」に改める。

第二百十三條ただし書を削る。

（保安林整備臨時措置法の一部改正）

第二条 保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（施業等の勧告）」に改め、同条中「前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に関する事項に従つて施業すべき旨の森林法第十條の五」を「前項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下この項において「森林所有者等」という。）が要整備森林について前条の規定により地域森林計画に定められている施業の方法に関する事項を遵守していないと認める場合においては、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

第十一条の見出しを「（伐採の許可等の特例）」に改め、同条中「第三十四條第一項」の下に「及び第三十四條の二第一項」を加え、同条を第十三條とし、第十條の次に次の二條を加える。

（市町村の長による施業の勧告の特例）

第十一条 要整備森林については、森林法第十條の十第一項の規定は、適用しない。

（森林施業計画の特例）

第十二條 森林法第十條の五第一項の規定により市町村森林整備計画をたてた市町村の長は、同法第十一條第五項（同法第十八條の三第三項及び第十八條の四第五項の規定により適用される場合を含む。）又は第十八條の二第三項の規定による森林施業計画の認定（同法第十二條第三項において準用する同法第十一條第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む。）をしようとする場合において、当該森林施業計画の対象とする

森林の全部又は一部が要整備森林であるときは、当該森林施業計画の内容が同法第十一條第五項各号に掲げる要件（当該森林施業計画が同法第十八條の二第一項に規定する特定森林施業計画である場合には、同条第三項各号に掲げる要件）のすべてを満たすほか、第九條の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適當であると認められるときでなければ、当該認定をしてはならない。

2 前項の認定を受けた者についての森林法第十三條（同法第十八條の三第三項並びに第十八條の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。）の規定の適用については、同法第十三條中「同項各号に掲げる要件」とあるのは、「同項各号に掲げる要件及び保安林整備臨時措置法第九條の規定により地域森林計画に定められている事項」とする。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部改正）

第三條 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「第十八條の二第一項」を「第十八條の二第三項」に改め、「特定森林施業計画」の下に「（政令で定めるものを除く。）」を加える。

（森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正）

第四條 森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五條中「次に掲げる事項」を「保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項」に改め、各号を削り、同条の次に次の一號を加える。

（市町村森林整備計画の変更等）

第五條の二 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象とする森林につき、前条の規定により追加して定められた地域森林計画に

即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合には、森林法第十條の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画を変更し、次に掲げる事項を追加して定めることができる。同項の規定により市町村森林整備計画をたてる場合においても、同様とする。

一 保健機能森林の区域

二 前号の区域内にある森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

三 第一号の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

四 その他必要な事項

第六條第一項中「第十一條第五項」の下に「（同法第十八條の三第三項の規定により適用される場合を含む。）」又は第十八條の二第三項を「第十八條」の下に「又は第十八條の四」を加え、「同項の認定を受けた森林所有者」を「同法第十一條第五項又は第十八條の二第三項の認定を受けたもの」に改め、「認定に係る森林施業計画」の下に「（同法第十八條の二第一項に規定する特定森林施業計画（政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び同法第十八條の三第一項に規定する一般森林施業計画を含む。以下同じ。）」を、「第十一條第二項」の下に「（同法第十八條の三第三項並びに第十八條の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、後段を次のように改める。

森林所有者が同法第十一條第五項（同法第十八條の三第三項及び第十八條の四第五項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。）又は第十八條の二第三項の規定による森林施業計画の認定を求める場合においても、同様とする。

第六條第二項中「掲げる事項」の下に「（当該森林保健機能増進計画が特定森林施業計画の全部又は一部として定められる場合には、同法第十八條の二第二項各号に掲げる事項）」を加え

同条第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、「掲げるもの」の下に「当該請求に係る森林施設計画が特定森林施設計画である場合には、同法第十八条の二第三項各号に掲げるもの」を加え、「同項の認定」を「その認定」に改め、同条第四項中「森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施設計画について森林法第十一條第五項（同法第十二條第三項において準用する場合を含む。）の認定（以下「特定認定」という。）を「特定認定」に、「同法第十三条及び第十四条の規定」を「森林法第十三条及び第十四条の規定（これらの規定が同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の長は、森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施設計画について森林法第十一條第五項又は第十八条の二第三項の規定による認定（同法第十二條第三項において準用する同法第十一條第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む。以下「特定認定」という。）をしようとするときは、都道府県知事の同意を得なければならない。

第八条第一項中「及び第三十四条の二本文」を「第三十四条の二第一項及び第三十四条の三本文」に改める。
(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正)
第五条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六條第一項」を「第七條第一項」に改める。
第四条第一項中「事業計画」を「この章において「事業計画」に改め、同条第三項第四号中「同項に規定する民有林をいい、保安林並びに同法第四十一條の規定により指定された保安

施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一號）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。以下同じ。）」を「（同項に規定する民有林をいう。以下同じ。）であつて保安林並びに保安施設地区（同法第四十一條の規定により指定された保安施設地区をいう。以下同じ。）の区域内及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一號）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。）内に森林以外の森林に改め、同条第四項第四号中「民有林」の下に「であつて保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林以外の森林」を加え、同条第六項中「通知に係る」の下に「農林水産大臣の」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る事業計画において伐採することとされている民有林の所在地の属する市町村の長に同項の認定をした旨を通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の認定を加える。
5 都道府県知事は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この項において同じ。）の立木の伐採を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第三項第二号に掲げる事項について、当該伐採することとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。

第五条第三項中「第六項まで」を「第八項まで」に改める。
第六条第二項中「第四條第五項」の下に「から第七項まで」を加える。
第七條中「第十條第一項本文」を「第十條の八第一項本文」に改める。
第九條の次に次の一條を加える。
(保安林における間伐の届出の特例)
第九條の二 認定事業者が保安林の区域内にお

いて認定事業計画に従つて間伐のため立木を伐採する場合には、森林法第三十四条の二第二項の規定は、適用しない。
第十條第一項中「第十八條の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。第三項において同じ。」を「第十八條の三第三項の規定により適用される場合を含む」に改め、「第十八條の下に「又は第十八條の四」を加え、「第十一條第五項の認定」を「第十一條第五項又は第十八條の二第三項の認定」に、「同法第十八條の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。」において準用する同法第十一條第五項又は同法第十八條の二第三項の規定により読み替へて適用される同法第十一條第三項において準用する同法第十八條の二第三項の」を「において準用する同法第十一條第五項の規定その他政令で定める」に、「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、「農林水産大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第二項中「第十八條の三第一項」を「第十八條の三第三項並びに第十八條の四第五項及び第六項」に、「読み替へて適用」を「適用」に改め、同条第三項中「都道府県知事」を「市町村の長」に改め、「第十一條第五項」の下に「同法第十八條の三第三項及び第十八條の四第五項の規定により適用される場合を含む。」を加える。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第五条までの規定は、公布の日から施行する。
(地域森林計画に関する経過措置)
第二条 都道府県知事は、平成十一年十二月三十一日までに、第一条の規定による改正後の森林法（以下「新森林法」という。）第五条及び第六条の規定の例により、前条ただし書に規定する規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第五条の規定によりたてられてゐる地域森林計画（平成六

年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該地域森林計画の変更は、平成十一年四月一日にその効力を生ずるものとする。
2 都道府県知事は、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とする地域森林計画をたてる場合には、旧森林法第五条の規定にかかわらず、新森林法第五条及び第六条の規定の例によるものとする。
3 都道府県知事は、前二項の規定により地域森林計画を変更し、又はたてる場合であつて、全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認めるときは、第四条の規定による改正前の森林の保健機能の増進に関する特別措置法（以下「旧森林保健機能増進法」という。）第五条の規定にかかわらず、第四条の規定による改正後の森林の保健機能の増進に関する特別措置法（以下「新森林保健機能増進法」という。）第五条の規定の例により、同条に規定する事項を追加して定めることができる。
4 前三項の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画（以下「新地域森林計画」という。）は、新森林法第五条の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画とみなす。
(国有林の森林計画に関する経過措置)
第三条 営林局長又は営林支局長は、平成十一年二月三十一日までに、新森林法第七条の二の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧森林法第七条の二の規定によりたてられてゐる森林計画（平成六年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成十一年四月一日にその効力を生ずるものとする。
2 営林局長又は営林支局長は、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合には、旧森林法第七条の二の規定にかかわらず、新森林法第七条の二の規定の例によ

るものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はたてられた森林計画は、新森林法第七条の二の規定により変更され又はたてられた森林計画とみなす。
(市町村森林整備計画に関する経過措置)

4 市町村は、新地域森林計画につき附則第二条第一項又は第二項の規定によりその例によることとされた新森林法第六第五項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日からこの法律の施行の日までの間に、新森林法第十条の五の規定の例により、その区域内にある新地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、平成十一年四月一日をその計画期間の始期とする市町村森林整備計画をたてなければならぬ。ただし、当該市町村森林整備計画の計画期間は、当該市町村森林整備計画の対象となる民有林の属する森林計画区に係る新地域森林計画の計画期間の終期までとする。

2 市町村は、前項の規定により市町村森林整備計画をたてる場合であつて、新地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認めるときは、新森林法保健機能増進法第五条の二の規定の例により、同条各号に掲げる事項を追加して定めることができる。

3 前二項の規定によりたてられた市町村森林整備計画は、新森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画とみなす。

4 前項の市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画であつて、附則第二条第一項の規定により変更された地域森林計画の対象となる民有林の属する森林計画区に係るものは、新森林法第十条の五第一項の規定にかかわらず、当該変更された地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期としてたてなければならぬ。

(旧市町村森林整備計画の失効)

第五条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現にたてられてゐる旧森林法第十条の八第一項の市町村森林整備計画は、平成十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

(伐採の届出に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧森林法第十条第一項の規定により都道府県知事に対して提出された伐採の届出書は、新森林法第十条の八第一項の規定により市町村の長に対して提出されたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十条第一項第四号又は第五号の規定により都道府県知事に対してされた申請は、それぞれ新森林法第十条の八第一項第六号又は第七号の規定により市町村の長に対してされた申請とみなす。

3 この法律の施行前に旧森林法第十条第一項第四号又は第五号の規定により都道府県知事がした指定は、それぞれ新森林法第十条の八第一項第六号又は第七号の規定により市町村の長がした指定とみなす。

(伐採の計画の遵守命令に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧森林法第十条の六第三項の規定により都道府県知事がした命令は、新森林法第十条の九第三項の規定により市町村の長がした命令とみなす。

(間伐及び保育についての勧告に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧森林法第十条の十第一項の規定により森林整備市町村の長がした勧告は、新森林法第十条の十第一項の規定により市町村の長がした勧告とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十条の十二項の規定により森林整備市町村の長がした指定又は勧告は、新森林法第十条の十二項の規定により市町村の長がした指定又は勧告とみなす。

(施業実施協定に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に森林整備市町村の長に対してされた旧森林法第十条の十一の八第一項、第十条の十一の十二第一項又は第十条の十一の十四第一項の認可の申請は、それぞれ市町村の長に対してされた新森林法第十条の十一の

八第一項、第十条の十一の十二第一項又は第十条の十一の十四第一項の認可の申請とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十条の十一の十第一項又は第十条の十一の十二第二項（これらの規定を旧森林法第十条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により森林整備市町村の長がした公告は、それぞれ新森林法第十条の十一の十第一項又は第十条の十一の十二第二項（これらの規定を新森林法第十条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村の長がした公告とみなす。

3 この法律の施行前に森林整備市町村の長がした旧森林法第十条の十一の十一第一項（旧森林法第十条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第十条の十一の十四第一項の認可は、それぞれ市町村の長がした新森林法第十条の十一の十一第一項（新森林法第十条の十一の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第十条の十一の十四第一項の認可とみなす。

4 この法律の施行前に旧森林法第十条の十一の十五第一項の規定により森林整備市町村の長がした認可の取消しは、新森林法第十条の十一の十五第一項の規定により市町村の長がした認可の取消しとみなす。

(森林施業計画に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前に旧森林法第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定が旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）又は第十八条の三第二項の規定により都道府県知事に対してされた認可の請求であつて、当該請求に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新森林法第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定が新森林法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。）又は第十八条の三第二項の規定により当該市町村

村の長に対してされた認可の請求とみなす。

2 この法律の施行前に旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される旧森林法第十一条第一項の規定により都道府県知事に対してされた認可の請求であつて、当該請求に係る一般森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十八条の三第一項の規定により当該市町村の長に対してされた認可の請求とみなす。

3 この法律の施行前に旧森林法第十一条第五項（旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）又は第十八条の三第二項の規定により都道府県知事がした認定であつて、当該認定に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、それぞれ新森林法第十一条第五項（新森林法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。）又は第十八条の三第二項の規定により当該市町村の長がした認定とみなす。

4 この法律の施行前に旧森林法第十二条第三項（旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）において準用する旧森林法第十一条第五項の規定により都道府県知事がした認定であつて、当該認定に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十二条第三項（新森林法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。）において準用する新森林法第十一条第五項の規定により当該市町村の長がした認定とみなす。

5 この法律の施行前に旧森林法第十三条（旧森林法第十八条の三第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）の規定により都道府県知事がした通知であつて、当該通知に係る森林施業計画の対象とする森林の全部が一の市町村の区域内にあるものは、新森林法第十三条（新森林法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。）の規定により当該市町

(火入れの許可に関する経過措置)

の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の区の長に対してされている旧森林法

この法律の施行前に旧森林法第九十条の規定により指定都市の区の長がした旧森林法第二

(保安林における間伐に関する経過措置)

伐のための立木の伐採に係るものは、新森林法第三十四条の二第一項、新森林法第四十四条に

この法律の施行前にされた旧森林法第三十四

（都道府県の費用負担に関する経過措置）

前の年度の歳出予算に係るものについては、なお従前の例による。

五の規定により都道府県知事がした第二条の規

第一号に規定する要整備森林についての勧告

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法の
一部改正に伴う経過措置)

二条第一項若しくは第二項の認定の請求であつて、当該請求に係る森林施業計画の対象とする

項の規定により当該市町村の長に対してされた
新森林法第十一条第一項又は第十二条第一項若

森林法第十一条第五項（旧森林法第十二条第三項）において準用する場合を含む。）の規定によ

三項の規定により当該市町村の長がした新森林
法第十一條第五項（新森林法第十二條第三項に

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

十条第一項の規定により都道府県知事に対して
された森林施業計画の変更の請求であつ

給の確保に関する特別措置法（以下「新木材安

当該市町村の長に対してされた森林施業計画の

林法第十二条第三項の規定により都道府県知事がした森林施業計画の変更の認定であつて、当

えて適用される新森林法第十二条第三項の規定により当該市町村の長がした森林施業計画の變更

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

名称	位置

川	川	川
県	県	県
新	新	新
潟	潟	潟
県	県	県

財源の確保に係る特別措置に関する法律案
一般会計における債務の承継等に伴い必要

第二章 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ（第二

第二節 課税標準及び税率（第七條・第八條）

める。

第四条第二項第三号口中「第十条の八第一項」を「第十条の五第一項」に改める。

の設置に関し承認を求める件

により、東北森林管理局及び関東森林管理局を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置に

轄 區 域	
-------------	--

静岡県

第五節 雜則（第十九條・第二十条）

附則
第一章 總則

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に關す

第三節 包庇及不包庇罪之區別

(小字及び——は衆議院修正)

財源の確保に係る特別措置に関する法律案

目次

会計への特別繰入金の繰入れ（第二

第一節 總則（第三條—第六條）

第二号 平成十年十月七日 【参議院】

る法律（平成十年法律第 号）の規定により日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること及び政府の同事業団に対する無利子貸付金に係る同事業団の債務を免除すること並びに国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第 号）の規定により国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成七年九月二十九日までに借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成十年度から平成十四年度までの間における郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めるものとする。

第二章 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金金の繰入れ
第二条 政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、平成十年度から平成十四年度までの各年度において、郵便貯金特別会計一般勘定から一兆円の五分の一に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入金（以下「特別繰入金」という。）に相当する金額は、郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三十三号）第九条の規定による郵便貯金特別会計一般勘定の積立金の額から減額して整理するものとし、特別繰入金は、当該勘定の歳出とする。

第三章 たばこ特別税
第一節 総則
(定義)
第三条 この章並びに附則第三条及び第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第三条に規定する製造たばこをいう。

二 保稅地域 関稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保稅地域をいう。

(課稅物件)
第四条 製造たばこは、この法律により、当分の間、たばこ特別税を課する。

(納稅義務者)
第五条 製造たばこの製造者（たばこ税法第六条第一項ただし書若しくは第七条の規定により製造たばこの製造者とみなされる者又は同法第十二条第六項若しくは第十三条第五項の規定により製造たばこの製造者とみなされる者を含む。）は、その製造場（同法第六条第五項、第十二条第六項又は第十三条第五項の規定により製造たばこの製造場とみなされる場所を含むものとし、同法第五条の規定により製造たばこの製造場でない保稅地域とみなされる製造たばこの製造場を除く。）から移出した製造たばこ（同法第六条第一項の規定の適用がある場合）は、その喫煙用等（同項に規定する喫煙用等をいう。次項において同じ。）に供された製造たばことし、同条第三項の規定の適用がある場合には、その換価された製造たばことし、同条第四項又は第五項の規定の適用がある場合には、その現存する製造たばことする。）につき、たばこ特別税を納める義務がある。

2 製造たばこを保稅地域（たばこ税法第五条の規定により保稅地域に該当しない製造たばこの製造場とみなされるものを除く。）から引き取る者（同法第六条第二項の規定の適用がある場合）は、その喫煙用等に供した者。第十九条第一項第二号において同じ。）は、その引き取る製造たばこ（同法第六条第二項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供された製造たばこ）につき、たばこ特別税を納める義務がある。

(納稅地)
第六条 たばこ特別税の納稅地は、たばこ税の納稅地となる場所とする。
第二節 課稅標準及び稅率

(課稅標準)
第七条 たばこ特別税の課稅標準は、たばこ税の課稅標準となる製造たばこの本数とする。

(稅率)
第八条 たばこ特別税の稅率は、千本につき八百二十円とする。

2 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の稅率は、前項の規定にかかわらず、千本につき三百八十九円とする。

3 租稅特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の稅率は、第一項の規定にかかわらず、千本につき五百円とする。

第三節 免稅及び稅額控除等
(未納稅移出等)
第九条 たばこ税法第十二条第一項、第十三条第一項及び第十四条第一項その他の法律の規定によりたばこ税を免除するときは、当該免除に係る製造たばこに係るたばこ特別税を免除する。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の規定によりたばこ税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた製造たばこについてたばこ税法第十三条第七項その他の法律の規定によりたばこ税を徴収することとなるときは、当該たばこ税を徴収すべき者から当該製造たばこに係るたばこ特別税を徴収する。
(課稅済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付)
第十条 たばこ特別税及びたばこ税課稅済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該還付に係る金額にあわせて還付する。

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があったものとする。

3 たばこ税法第十五条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による還付について準用する。この場合において、同条第二項中「輸出をした」とあるのは「輸出又は廃棄をした」と、「輸出先」とあるのは「輸出先（輸出をした場合に限る。）と、「輸出されたこと」とあるのは「輸出され、又は廃棄されたこと」と、「これを」とあるのは「これを、輸出をした場合にあつては」と、「税関長」とあるのは「税関長に、廃棄をした場合にあつては廃棄の承認を受けた税関の税関長」と読み替へるものとする。

(戻入れの場合のたばこ特別税の控除等)
第十一条 たばこ特別税及びたばこ税課稅済みの製造たばこにつき、たばこ税法第十六条第一項から第五項までの規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われたときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付があったものとする。
3 たばこ税法第十六条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による控除又は還付について準用する。

第四節 申告及び納付等

(申告及び納付等)

第十二条 たばこ特別税は、たばこ税の申告にあわせて申告して納付し、又はたばこ税にあわせて徴収しなければならない。

2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があつたときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があつたものとする。

一 製造たばこ(次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く) 千分の二百八に相当する税額のたばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する税額のたばこ税

二 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の百十六に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百八十四に相当する税額のたばこ税

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の九十一に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百九に相当する税額のたばこ税

(担保の提供)

第十三条 たばこ税法第二十二條の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、たばこ特別税に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ税法第二十三條第一項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、たばこ特別税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 たばこ税法第二十三條第二項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

(延滞税)

第十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未

納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の百十六」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の八百八十四」とする。

3 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の九十一」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の九百九」とする。

4 第十二条第一項の規定は、第一項(第二項及び前項の規定により読み替えて適用する場合を含む)に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第十五条 前条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定は、国税通則法の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第十二条第一項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

(還付及び充当)

第十六条 たばこ特別税に係る過誤納金は、たばこ税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納のたばこ特別税及びたばこ税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の千分の二百八に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の七百九十二に相当するたばこ税の過誤納金の還付があつたものとす。前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の千分の二百八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する未納のたばこ税に対する充当があつたものとする。

4 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十一条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第一項第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2 第十四条第二項又は第三項の規定は、たばこ税法第十一条第二項又は租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

3 たばこ特別税及びたばこ税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(端数計算)

第十八条 たばこ特別税及びたばこ税の額又はこれらの税に係る国税通則法第五十六条第一項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第五節 雑則

(当該職員の権限)

第十九条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下この章において「当該職員」という)は、たばこ特別税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができ

一 たばこ税法第二十五条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、たばこ特別税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者(たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。附則第三条において同じ。)、卸売販売業者(同法第二十七条第二項に規定する卸売販売業者をいう。又は小売販売業者(同項に規定する小売販売業者をいう。附則第三条において同じ。))の組織する団体、当該団体をもって組織する団体を含む)に対して、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第五条及び第十二条の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜

査のために認められたものと解してはならない。
(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等)
第二十條 たばこ特別税に係る次の表の第一欄に

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
たばこ税法	第十二条第五項及び第十三条第四項	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税
租税特別措置法	第八十八条第一項	たばこ税法	たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第七号。次項において「特別措置法」という。)
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第八十八条第二項	たばこ税法	たばこ税法及び特別措置法
国税通則法	第二条第一号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)	第七条第一項	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
	第七条第二項	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
	第七条第三項	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
	第七条第四項	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)	第十四条第二項	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)	第一百九条	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)	第九条第一項	たばこ税及び	たばこ税及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第七号)に規定するたばこ特別税並びに

2 前項に定めるもののほか、たばこ特別税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的調整その他のこの章の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第六節 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりたばこ特別税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十条第一項又は第十一条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二條 第十九条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十

万以下の罰金に処する。

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第二十一条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第四章 たばこ特別税の収入の帰属等(たばこ特別税の収入の帰属)

第二十四條 各年度におけるたばこ特別税の収入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

(国債収納金整理資金に関する法律の適用に関する特例)

第二十五條 前条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における国債収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第六条第二項の規定の適用については、同項中「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とあるのは、「国債整理基金特別会計、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第二十六條 第二十四条の規定によりたばこ特別

税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相当する金額が国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日、平成十年十月一日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成十年十二月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、平成十四年度において、郵便貯金事業の経営の健全性の確保の観点から必要と認められる場合には、繰り入れた特別繰入金金の総額、同事業を取り巻く経済社会情勢等を踏まえ、同事業の経営の健全性の確保のための適切な措置を検討する。

（手持品課税等）

第三条 平成十年十月一日（以下「指定日」という。）に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所であつた製造たばこの販売者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所であつた製造たばこの所持する場合に、その合計本数とする。）が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこの指定日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ特別税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき八百二十円
二 たばこ税法附則第二条の規定の適用を受け製造たばこ 千本につき三百八十九円

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（小売販売業者にあつては、たばこ事業法第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量
二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ特別税額及び当該たばこ特別税額の合計額
三 その他参考となるべき事項

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十一年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ特別税額の合計額に相当するたばこ特別税を、国に納付しなければならない。

4 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ特別税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したものの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

5 第一項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十条の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて還付する。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの製造場から移出され、又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第十一条の規定に準じて、その者の控除又は還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移出された場合を含む。）
二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

8 第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（戻入の場合のたばこ税の控除等に関する経過措置）
第四条 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、たばこ税法第十六条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成十年十月分以後の月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第十七条第一項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第十六条及び第十七条第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項の規定の適用については、同項第五号中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ税額（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律附則第四条第一項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし、とする。）とする。」と読み替へる。

2 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、前項の規定に準じ、政令で定める。

平成十年十月十三日印刷

平成十年十月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局